

概要

本件の給付基礎日額は、平均賃金の算定の基礎となるべき時間外労働時間数に基づき計算された時間外手当等が含まれていないことから、監督署長が算定した給付基礎日額を上回ることが明らかであるとして、原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）は、○株式会社（以下「本件会社」という。）の労働者であるが、平成○年○月○日、自家用車内で練炭自殺企図により反応がない状態で発見され、搬送された病院にて、一酸化炭素中毒ほかと診断された。

請求人は、自殺企図に至った原因は業務上の心理的負荷による精神障害の発病にあるとして、休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の負傷は業務上の事由によるものと認めた上、給付基礎日額を14,790円と算定し、休業補償給付を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

原処分庁は、業務上外の判断に際し、請求人のパソコンのログイン・ログアウト記録を基に時間外労働時間数を認定しているが、給付基礎日額については、既支払分と事業場作成の報告書で追加支払とした分の賃金のみで算定しており不当である。

3 原処分庁の意見

- (1) 本件会社が提出した請求人の平成○年分の賃金台帳から、平成○年○月○日から起算して過去3か月間の賃金の合計金額、平成○年○月○日付報告書に基づく同期間中の時間外労働手当等の追加支払予定分の合計金額をこの間の総日数92日で除して、平均賃金の額を14,789円21銭とし、給付基礎日額を14,790円と算定し、この給付基礎日額による休業補償給付の支給を決定した。
- (2) なお、本件会社の平成○年○月○日付報告書の時間外労働手当等の追加支払予定額は、各月の賃金締切日において確定する時間外労働手当等の未払分であると認められることから、平均賃金の算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金と認め、これを含めて平均賃金を算定した。
- (3) 以上のことから、請求人に発病した業務上疾病にかかる休業補償給付の支給に当たって算定の基礎となる給付基礎日額は14,790円であると決定したものである。

4 審査官の判断

- (1) 本件会社においては一定の労働時間管理は行われてはいたものの、自主申告制度で実態の調査が行われていない等、各労働者の労働時間が適正に把握されていなかったものと思料される。
- (2) 監督署長は、休業補償給付の給付基礎日額について、賃金台帳に記載された賃金を基礎とし、本件会社が請求人の勤怠記録を精査した結果不足分が認められたとして追加支払を行った分を加えて算定した。
一方で、監督署長は、請求人の業務上の心理的負荷の状況を把握するに際し、本件会社は自主申告により時間外労働時間を管理しているため、勤務表に記載された始業時刻、終業時刻によるほか、警備システムに記録された解錠・セット時刻、請求人のパソコンのログイン・ログアウト時刻等により、請求人の時間外労働時間を推計した。
監督署長が推計した時間外労働時間数は、本件会社が所定支払日に時間外勤務手当及び深夜手当の計算の基礎とした時間外、休日及び深夜労働の時間数を大幅に上回るものであり、本件会社が追加支払を行った分の時間外労働時間数を加えてもまだ大きな差があるものである。
- (3) 監督署長の推計は、あくまでも請求人の業務上の心理的負荷の状況を把握するための資料として監督署長が推計したものであって、賃金の算定の基礎となるべき具体的な労働時間として把握したものではない。
しかしながら、当該時間は事業場関係者の申述等を踏まえ、各時期ごとに最も信憑性が高い証拠を基にして推計されたものであり、必ずしも賃金の算定の基礎となるべき労働時間と同一のものと断定はできないが、それに近い労働実績があったことを強く示唆するものであると判断される。
さらに、本件会社が請求人に対して行った時間外労働手当等の追加支払に関し、その算定方法が合理的なものであるという根拠を確認することができず、追加支払につ

いて、請求人の労働時間の実態が反映された上で算定されたものであると判断することはできない。

- (4) よって、実際に会社が支払った分に対応する時間を上回る時間外労働が行われた可能性が極めて高いと考えざるを得ず、請求人の平均賃金算定期間については、既に支払が確定しているにもかかわらず、実際には支払われていない時間外手当等が存在するものとして適正な給付基礎日額の算定を行う必要がある。
- (5) なお、審査請求代理人は、「基本給等の部分に月45時間外手当が含有されていると認定されるべきではない。」旨主張するが、就業規則、労働契約の内容、給与明細より、45時間分の時間外手当は他の賃金と明確に区分されており、また、実際の時間外労働が45時間を超える場合には別途時間外労働手当が支払われていた実績も認められることより、この45時間分の時間外手当部分は労働基準法第37条に規定する割増賃金の一部と判断される。
- (6) 以上より、監督署長においては、業務上の心理的負荷の状況を調査するに際して入手した労働時間関係の各種資料、推認した労働時間の状況を本件会社に示して意見聴取を行う等により、平均賃金算定期間における賃金の算定の基礎となるべき労働時間を把握し、その時間数に基づき計算された時間外手当等が含まれた適正な平均賃金額及び給付基礎日額を算定すべきであると判断する。
- (7) したがって、監督署長が給付基礎日額を14,790円と算定して請求人に対してした休業補償給付を支給する旨の処分は妥当ではなく、取消しを免れない。